○内閣府令第三十一号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条の四第三項及び第五項、第五十五条の五、第五十六条第二項並びに第五十七条の二の規定に基づき、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令	経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令
（経済金融活性化措置実施計画の添付書類） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第五十五条の四第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類） 二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表） （認定経済金融活性化措置実施計画の概要の公表） **第二条**　法第五十五条の四第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定に係る経済金融活性化措置実施計画（同条第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画をいう。以下この条において同じ。）の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　当該認定の日付 二　経済金融活性化措置実施計画の認定番号 三　認定事業者（法第五十五条の四第六項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）の名称 四　認定経済金融活性化措置実施計画（法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画をいう。次条において同じ。）の概要（法第五十五条の四第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要） （報告書の提出時期及び手続） **第三条**　法第五十五条の五の規定による報告は、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置（法第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。 一　前事業年度の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置の実施状況	［条を加える。］ ［条を加える。］ ［条を加える。］